

空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、「特定空家等」に該当する次の建築物の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、次に掲げる措置を期限までに行うべきこと及び期限までに当該措置が行われなときは、京都市長が、所有者等の負担において当該措置を行うことを公告します。

令和元年12月6日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地

京都市右京区西院東今田町30番

2 措置の対象となる建築物の用途、構造及び規模等（登記情報による。）

（用途）店舗（30番の11）、居宅（77番）

（構造）木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建（30番の11）、木造瓦葺2階建（77番）

（延床面積）28.12㎡（30番の11）、57.84㎡（77番）

（敷地面積）809.68㎡の一部（周辺敷地と一筆登記）

3 行うべき措置

当該所在地内にある家屋番号30番の11、77番の建築物（基礎を除く。）を除却すること。

4 期限

令和2年1月10日

5 動産等の取扱い

市長等が3の措置を行うときは、一見して明白に相当の価値があるものと認められない限り、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、4の期限までに運び出し又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう通知すること。

（都市計画局まち再生・創造推進室）